

議第161号

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市宝田一丁目4番25号  
株式会社清川屋
- 3 指定の期間 令和元年12月1日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

山形県県民の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
公益財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

山形県県民の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第163号

山形県営駐車場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定をしようとする団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由

山形県営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。